

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：I H I 運搬機械株式会社
業者の住所：東京都中央区明石町8-1
- 2 指名停止措置期間：令和7年7月22日から
令和7年9月21日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：帯広防衛支局管轄区域（釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内、根室振興局管内）

4 事実概要

貴社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式PS設置工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5 指名停止措置理由

上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められるため。

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領付表第2第5号

措置要件	期間
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上9月以内</p>